

令和 7 年度

南 三 陸 町 職 員 採 用 試 験

初級（高等学校卒業程度）受験案内

1 試験区分、職種、採用予定人数及び職務内容

試験区分	職種	採用予定人数	職務内容
初 級 (高等学校卒業程度)	建築	2 名程度	公共施設の建設・維持管理など、主に建築に関する技術的専門的業務に従事します。
	行政	若干名	行政事務に従事します。
	行政 (障害者)	若干名	
	行政 (医療事務)	1 名程度	主に南三陸病院の医療事務（施設基準、診療録管理等）に従事します。

※ 採用予定人数は現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

下記の（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験することができます。

（１） 資格

職種	受験資格
建築	平成 7 年 4 月 2 日から平成 2 0 年 4 月 1 日までに生まれた者
行政	
行政 (障害者)	次の（１）から（３）の要件を満たし、かつ、（４）から（７）のいずれかに該当する者 （１） 平成 2 年 4 月 2 日から平成 2 0 年 4 月 1 日までに生まれた者 （２） 介護者なしに一般事務職員としての職務遂行が可能な者 （３） 常用の活字印刷文による出題に対応でき、かつ、口頭による

	面接に対応できる者 (4) 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている者で、その等級が1級から6級までのもの (5) 都道府県知事又は政令指定都市の長が発行する療育手帳の交付を受けている者 (6) 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された者 (7) 精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている者
行政 (医療事務)	平成2年4月2日以降に生まれた者で、医療事務関連の資格を有するもの

(2) 欠格事項

ア 日本の国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 南三陸町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験		内容
教養試験 (120分)		時事、社会・人文、自然に関する一般知識（職種が建築の場合は、自然に関する一般知識の出題はありません。）並びに文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力について、5肢択一式による筆記試験を行います。
性格特性検査 (20分)		職務遂行に必要な適正について検査します。
専門試験 (90分)	建 築	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工に関する専門的知識について、5肢択一式による筆記試験を行います。

(2) 第2次試験

試験	内容
論（作）文試験 （60分）	文章による表現力、内容構成等の能力について論（作）文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	個別面接により、主として人物について試験を行います。

4 試験日及び場所

区分	第1次試験	第2次試験
日時	令和7年8月3日（日） 試験 午前10時～（受付 午前9時～）	令和7年8月下旬頃
場所	南三陸町役場 宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田101番地	第1次試験合格者に通知します。

5 合格者の発表

区分	発表の時期（予定）	方法
第1次試験	令和7年8月12日（火）	南三陸町役場掲示場に掲示するほか、合格者に通知します。
第2次試験	令和7年9月19日（金）	

※ 発表の日は変更となる場合があります。

※ 最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6 合格から採用までの手続き

- (1) 合格者は、任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者を決定します。
したがって、合格者全員が採用されるとは限りません。
- (2) 採用日は、令和8年4月1日の予定です。
- (3) 受験資格に定める要件を満たさなかった場合又は申込記載事項を偽って記載していたことが明らかになった場合は、合格又は採用を取り消します。

7 給与

- (1) 初任給は、おおむね次のとおりです。（令和7年4月1日時点）

給料月額	経歴等
188,000円	高等学校新規卒業者（採用時18歳）の場合
220,000円	高等学校卒業後、民間企業等の職務経験7年（採用時25歳）の場合

※ 採用前の職務経歴等がある場合は、職務内容や経験年数等に応じた一定の基準により、給料月額を決定します。

- (2) 上記(1)のほか、給与条例の規定に従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続及び受付期間

- (1) 申込方法

インターネットの専用サイト（パブリックコネクト）からお申し込みください。

（南三陸町ホームページの「職員採用試験」のページにもリンクを掲載しています。）

○ パブリックコネクト：<https://public-connect.jp/employer/22496>

○ 南三陸町ホームページ：<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/>



パブリックコネクト



南三陸町

※ インターネットからの申し込みができない場合は、南三陸町総務課人事係（電話0226-46-1370）までご連絡ください。

- (2) 受付期間

令和7年6月23日（月）から令和7年7月22日（火）まで

9 その他

- (1) 試験当日は、受付で受験票を提示してください。受験票が確認できない場合は、受験できません。
- (2) 自然災害等の影響により試験日程等を変更する場合には、あらかじめ受験者へ通知します。
- (3) この試験についての問い合わせは、南三陸町総務課人事係（電話0226-46-1370）でお答えします。